

資産税NEWS

THE PROPERTY NEWS
FROM KYOTO CERTIFIED TAX ACCOUNTANT COMPANY

平成29年12月1日

12

No. 141

今月の Q&A

年末が近づいてきました。
年内に出来る節税策はないでしょうか。

会社設立の時に名義を借りた人の名前が株主名簿に記載されています。
この株は移動させてもいいですか？



今月のお知らせ

各位

2017年12月吉日
京都税理士法人 代表社員・江後良平

新年例会のご案内

拝啓 秋冷の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、京都税理士法人では、顧客企業の発展及び交流を図ることを目的に、恒例となりました新年例会を下記の通り開催致します。

皆様にとって、有意義なお時間になるものと確信致しております。お忙しいことは存じますが、社員の皆様ともども、是非ご参加賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

■日時

平成30年
1月24日(水)
16:30~ (受付開始 16:00~)

■主催

京都税理士法人
(江後経営グループ)

■会場

リーガロイヤルホテル京都
2階 朱雀・春秋の間
京都市下京区東堀川通塩小路下ル松明町1番地
TEL: 075-341-1121

■会費

10,000円/人 (定員200名)

■お問合せ先

京都税理士法人(担当:岡本・古田)
住所:京都市南区吉祥院九条町30番地1
江後経営ビル
TEL: 075-693-6363 FAX: 075-693-6565
E-mail: ego-g@ego.co.jp

■プログラム

定員200名 敬具

第1部 講演会 16:30~18:30

《京都 食文化の攻めと守り》

- 16:30~17:15
『おこしやす! おいでやす! 京都』
株式会社 MAPPY LABO 代表取締役 東元 大喜氏
- 17:15~18:00
『後継者の育て方と新しい挑戦』
本家尾張屋 16代目当主・写真家 福岡 亜里子氏
- 18:00~18:30
講師お二人のフリーディスカッション
質疑応答

第2部 懇親会 18:45~20:30

ご参加頂きました異業種の皆様の親睦を図って頂きたく、懇親会時には、参加者の皆様の名簿(会社名、参加者名、事業内容)を配布致します。

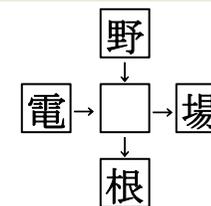
堅苦しい会ではございません。仕事の話はもちろんのこと、趣味などプライベートなお話も交えながら、皆様の交流を深めて頂き、ビジネスにお役立て頂ければ幸いです。

今月の クイズ

真ん中の□に漢字を入れて、二字熟語を4つ作ってみましょう!
ただし熟語は矢印の方向に読みます。

- ①野→□ ②電→□
③□→根 ④□→場 の4つの二字熟語が出来ます。

※ 正解は次号資産税NEWSにて発表いたします。



※ 前号(No.139 平成29年11月号)の解答は【習】でした。



■■■■■■ お問い合わせ ■■■■■■

01 今月のトピックス

Q 年末が近づいてきました。
年内に出来る節税策はないでしょうか。

A 平成30年1月1日以後に広大地の評価が見直されます。相続時精算課税の検討はいかがでしょうか。

広大地とは、その地域における標準的な宅地の地積に比して著しく地積が広大な宅地で、土地計画法規定の開発行為を行うとした場合に道路や公園などの公共的施設用地の負担が必要と認められる土地の事をいいます。つまり広すぎる土地にはその評価を下げてよいというのが広大地評価の趣旨となります。

この広大地評価については平成29年税制改正で以下の通り改正されます。
※この改正は平成30年1月1日以後に適用されます。

《現行の評価の考え方》

○ **広大地**とは、**1,000㎡以上**（三大都市圏では**500㎡以上**）の宅地でその評価は戸建て分譲を行う場合に道路・公園等の負担が必要である事などを考慮して面積が広がるほど評価額を減額する事としている。

○ 現行の相続税評価

通常の宅地評価 = 路線価 × 面積 × 補正率

広大地の評価 = 路線価 × 面積 × **広大地補正率**

広大地補正率 = 0.6 - 0.05 × 広大地の面積 / 1,000㎡

《改正後》

○ 各土地の個性に応じて面積・形状に基づき評価する方法に見直し、実際の取引価格と相続税評価額との乖離を解消するとともに、適用要件の明確化を図る。

○ 見直し後の広大地の評価

= 路線価 × 面積 × 補正率 × **規模格差補正率**

改正により広大地の評価額が上がると考えられます。広大地を相続する場合、相続税の増額が見込まれるため、改正前の年内に贈与税の特例である相続時精算課税制度（相続が発生した時、贈与時に評価した金額を相続財産として計算）の検討はいかがでしょうか。



税理士 江後慎太郎

02 連載！事業承継のススメ

Q 会社設立の時に名義を借りた人の名前が株主名簿に記載されています。
この株は移動させてもいいですか？

A 移動させる前にまず名義株の所有者を確定させる必要があります。

旧商法では会社設立の際に7人以上の出資者が必要でした。

その為に会社設立の為にだけに名前を借りた人が株主名簿に記載されている事があります。これを名義株といいます。

名義株をそのままにしておくと株主から買い取り請求をされたり、思わぬ人に株が移動してしまう可能性があります。

その為に株式の真の所有者を書面で確認しておく必要があります。

具体的には下記の内容の書面を交わします。

| |
|---|
| 名義株確認書 兼 名書き換え承諾書 |
| ***** 株式会社 御中 |
| 株主名簿に載っております、私名義の貴社株式〇〇株の実質所有者は、創業者〇〇〇氏であり、私は貴社創立にあたって名義を貸したに過ぎないため、真正なる所有者へ名義書換を承諾いたします。 |
| 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 住所 ***** |
| 氏名 ***** |

名義を貸している方へ上記内容を確認してもらい承諾を得る事で名義株を解消します。

実務で大変な事は名義を貸していた方に相続が起こっていて代わりにお子様等の相続人に上記書面で承諾を得ようとする場合です。

当時のやり取りを把握していない相続人等からは簡単には承諾を得られません。

名義株は名義を貸している方と直接お話しできる間に解決しておかないと次世代に問題を残す事になりかねません。



課長 牧本